

## 三浦市パブリックコメント募集案件

三浦市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、次のとおり意見等を募集します。

<b>案 件 名</b>	(仮称) 三浦市個人情報保護法施行条例の制定について	
<b>意 見 募 集 の 趣 旨</b>	令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体においても法の規定が直接適用されることとなります。これに伴い、現行の三浦市個人情報保護条例を廃止し、法の施行に必要な事項を定めるため、(仮称) 三浦市個人情報保護法施行条例を制定する必要があるため、市民の皆様にご意見を広くお聞きしたく募集するものです。	
<b>公 表 資 料</b>	添付の公表資料のとおり	
<b>意 見 の 募 集 方 法</b>	<b>意 見 募 集 期 間</b>	令和4年10月21日(金)から令和4年11月21日(月)まで
	<b>意 見 を 提 出 で き る 方</b>	1 市内に住所を有する方 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する方 4 市内の学校に在学する方 5 パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方
	<b>意 見 の 提 出 方 法</b>	意見等の提出様式に記入し、次のいずれかの方法により提出 1 直接お持ちになる場合 三浦市役所 (第2分館1階 市民協働課) 2 郵送される場合【令和4年11月17日(木) 必着】 〒238-0298 三浦市城山町1番1号 三浦市役所 市民協働課 3 ファクシミリの場合 046-882-1160 (ファクシミリ番号) 4 電子メールの場合 shiminkyodo0101@city.miura.kanagawa.jp
	<b>結 果 等 公 表 時 期</b>	令和4年11月下旬を予定
<b>案 件 の 担 当 課 ( 問 合 せ 先 )</b>	三浦市役所 市民協働課 電話 046-882-1111 内線 312	

- 1 資料の公表は、市のホームページ、市民協働課窓口、南下浦・初声出張所で行います。
- 2 意見等の提出様式については、別紙の様式を参考にしてください。住所及び氏名は、必ずお書きください。
- 3 提出された意見等に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

**【意見等の提出様式】**

(仮称) 三浦市個人情報保護法施行条例の制定について

意見提出者	住所（必ずお書きください。）
	氏名（必ずお書きください。）
意見等の内容	

※ 意見等以外の内容（住所、氏名等）は、公表いたしません。